

育児期に利用できる制度

※◎は利用可+有給 ○は利用可+無給 ×は利用不可

〈育児休業制度〉

職員(非常勤職員を含む「以下同じ」)は、学長に申し出ることにより育児休業をすることができます。

対象	3歳に満たない子を養育する職員 (一定の要件を満たした場合に取得できます)		女	男		
期間	子が出生した日から3歳に達する日(誕生日の前日)までの間で職員が申し出た期間		常勤	○	○	
回数	原則として1人の子につき1回		非常勤	フルタイム	○	○
手続	申出: 休業開始予定日・終了予定日など一定の事項を示して書面(育児休業申出書)で行う。 ○休業期間の変更 休業開始予定日…出産予定日前の出生など突発的な事情の場合に、1回だけ繰り上げ(早める)変更可。 休業終了予定日…繰り下げ(延長)変更は理由を問わず1回だけ可。 繰り上げ変更は代替職員が採用されている場合は原則不可。 ○申出の撤回 New 可(休業開始予定日の前日までに行う) (子の出生日から8週間以内に最初の育児休業を取得した職員については、特別な理由がない場合であっても再度の育児休業を可能とする。)		パートタイム	○	○	
	提出書類	育児休業しようとするとき 育児休業期間を変更しようとするとき 育児休業を撤回しようとするとき	育児休業申出書 育児休業期間変更申出書 育児休業撤回申出書			
休業中の給与	無給	※1 育児休業給付金(雇用保険から) 育児休業者に対しては、育児休業基本給付金として育休職員の賃金月額額の50%が雇用保険から支給されます(子が1歳に達する日(誕生日の前日)まで)。 ※2 育児休業手当金(共済から) 組合員が育児休業を取得し、育児休業期間で当該育児休業に係る子が1歳に達する日までの期間に報酬の全部又は一部が支給されないとき、給付期間1日につき標準報酬日額の50%を支給します。(雇用保険法の規定による育児休業給付金の支給を受けることができるときは支給しません。)				
男性の育休	子の出生予定とされる日以降を育児休業開始予定日として申請可能 (女性は産後8週間の休暇が認められているので、育児休業はその終了後から)					

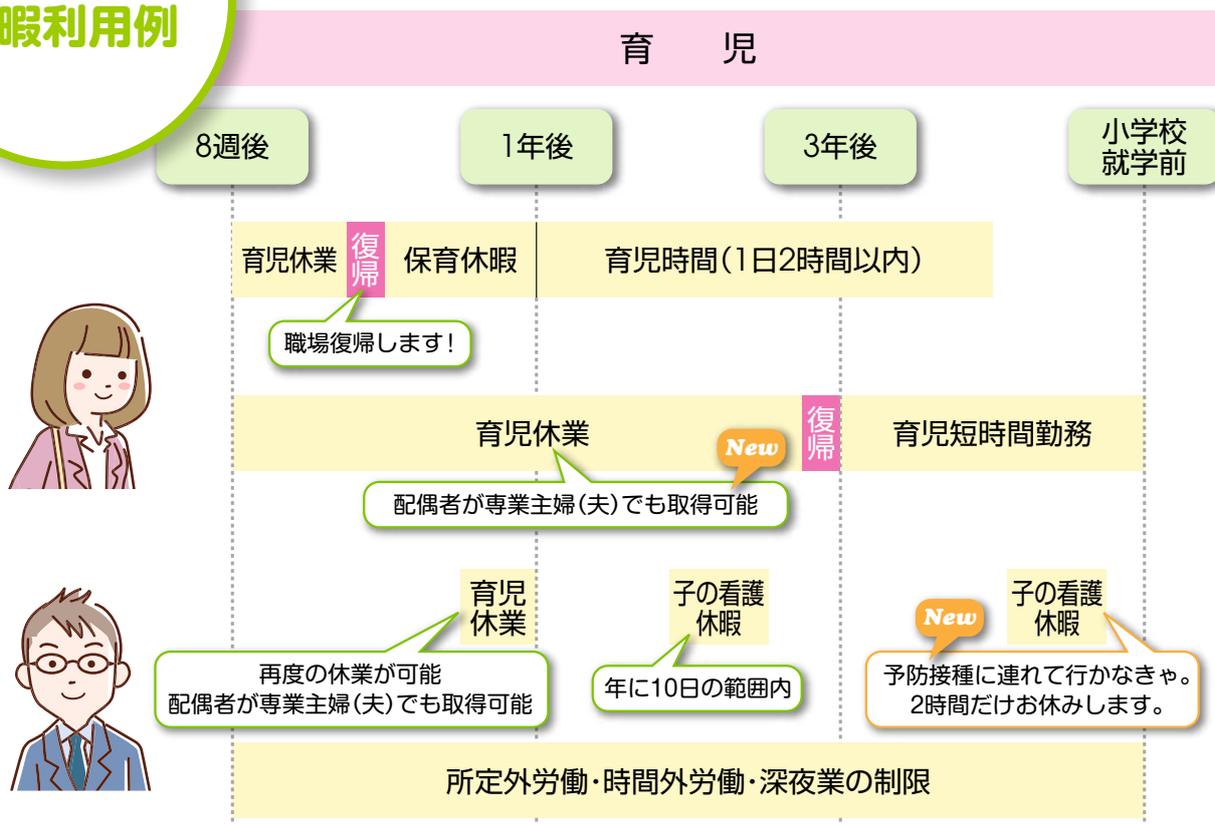


〈育児短時間勤務制度〉

職員は、学長に申し出ることにより、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができます。

対象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員		女	男
勤務形態	New 職員が希望する日及び時間帯について ① 1日当たり 6時間(週30時間) ② 1日当たり 3時間55分(週19時間35分) ③ 1日当たり 4時間55分(週24時間35分) ④ 週3日(週23時間15分) ⑤ 週2日半(週19時間25分) ⑥ 変形労働制や裁量労働制等の適用を受ける職員については別途勤務形態あり	常勤	○	○
		非常勤	フルタイム	○
期間及び期間の延長	育児短時間勤務の期間は子が小学校就学の始期に達するまでとする。 請求期間は1月以上1年以下とし、期間の延長、再度の請求可			
給与	本給月額及び職務関連手当(本給の調整額等)は勤務時間に応じた額を支給 生活関連手当(住居手当等)は全額支給。期末・勤勉手当等は基礎額、在職期間等の特例を措置			

育児期の 休暇利用例



※詳しくは、所属の総務担当又は人事課人事担当にご相談ください。

〈保育休暇制度〉

		女	男
対 象	1歳に満たない子を養育する職員	◎	◎
取得可能期間	子が生後1年に達するまでの間で1日2回各30分以内の期間		
提出書類	特別休暇簿		
給 与	常勤職員は有給(非常勤職員は無給)		
		常 勤	◎ ◎
		非常勤	フルタイム ◎ ◎ パートタイム ◎ ◎

〈子の看護休暇制度〉

		女	男
対 象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	◎	◎
取得可能期間	子が小学校就学の始期に達するまで、一の年(暦年)において10日の範囲内		
提出書類	特別休暇簿		
給 与	常勤職員は有給(非常勤職員は無給)		
		常 勤	◎ ◎
		非常勤	フルタイム ◎ ◎ パートタイム ◎ ◎

〈育児時間制度〉

		女	男
対 象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	○	○
取得可能期間	子が小学校就学の始期に達するまで、1日につき2時間を超えない範囲内		
提出書類	育児時間申出書(母子手帳の出生届出済証明書(写)を添付)		
給 与	常勤職員は勤務しない時間について減額(非常勤職員についても同様)		
		常 勤	○ ○
		非常勤	フルタイム ◎ ◎ パートタイム × ×

〈所定外労働・時間外労働・深夜業の制限〉

		女	男
対 象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	○	○
取得可能期間	子が小学校就学の始期に達するまで		
提出書類	育児のための所定外労働免除請求書、育児のための時間外労働制限請求書、 育児のための深夜業制限請求書(母子手帳の出生届出済証明書(写)を添付)		
		常 勤	○ ○
		非常勤	フルタイム ◎ ◎ パートタイム ◎ ◎